

令和5年3月20日

一時預かり事業

ご利用の保護者の皆様へ

千葉市こども未来局
こども未来部幼保運営課長

令和5年4月1日以降の一時預かり（定期利用）の利用料減免について

日頃より、本市保育行政にご理解・ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現下の新型コロナウイルス感染等における一時預かり（定期利用）の利用料について減免措置を適用して参りましたが、令和5年4月1日以降は「令和5年4月1日以降の保育所等における新型コロナウイルス感染症に係る保育料等の減免措置及び市の要請に基づき実施する休園・登園自粛要請の取扱いについて」（令和5年3月17日付 当職通知）でお知らせした通常保育の保育料減免の取り扱いに準じ、次のとおり取扱うこととしますので、お知らせします。

記

1 一時預かり事業の利用料について（定期利用）

令和5年4月1日以降：減免措置を行いません。

※令和5年3月31日までを減免措置対象期間とすることから、3月下旬に感染や濃厚接触となり、待機期間が4月1日以降にかかる場合にも、4月1日以降は減免措置対象とはせず、3月31日までを日割り減免措置として取扱います。

※不定期利用については利用日数に応じて利用料が発生するため、従前より減免対象外としています。

2 利用にあたっての留意点について

- ・ お子様が発症や濃厚接触者となった場合の自宅待機については、4月1日以降も継続となりますが、5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）上、5類感染症に位置付けとなった際には、廃止となる予定です。（令和5年2月10日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定通知）
- ・ お子様が発症となった場合には、園までご連絡をお願いいたします。

（問合せ先）幼保運営課 助成第1班 043-245-5729